

岐阜県公報

目次

規則

福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正

(建築指導課)

一

告示

建築士法第十五条第三号の規定に基づく指定に関する告示の一部改正

(建築指導課)

一

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第十八の三の表一の項第一号及び二の項第一号に規定する方法

(同)

二

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第十八の三の表一の項第二号二及び二の項第二号二に規定する計算方法

(同)

二

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第十八の三の表に規定する機関に関する告示の廃止

(同)

二

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第十八の四の表一の項第一号及び二の項第一号に規定する方法

(同)

二

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第十八の四の表三の項第一号に規定する方法

(同)

三

号外(九) 平成二十八年三月二十九日

規則

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十号

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則(平成十年岐阜県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一一の表中「すべて」を「全て」に改め、同表八の項第一号中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加え、別表第二二の表から四の表までの規定中「すべて」を「全て」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第二百十七号

建築士法第十五条第三号の規定に基づく指定に関する告示(平成二十年岐阜県告示第六百六十二号)の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

第二号の表学校教育法による中学校の項及び第三号の表学校教育法による中学校の項中「中学校」の下に「又は義務教育学校」を加える。

岐阜県告示第二百十八号

岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)別表第一十八の三の表一の項第一号及び二の項第一号に規定する方法を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の三の表一の項第一号及び二の項第一号に規定する方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関が都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する方法
- 二 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書の写しを添付する方法

岐阜県告示第二百十九号

岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)別表第一十八の三の表一の項第二号二及び二の項第二号二に規定する計算方法を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 非住宅部分の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物(建築物工ネ

ルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号。以下「省令」という。)第一条第一項第一号ロに規定するものをいう。)(の基準一次エネルギー消費量(建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成二十四年経済産業省・国土交通省・環境省告示第百十九号。以下「告示」という。))の第1の2の2。2により算出した数値をいう。))及び当該一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量(告示の第1の2の2。3により算出した数値をいう。))を用いるものとする。

二 非住宅部分の形状に応じた年間熱負荷モデル建築物(省令第八条第一号イ(2)に規定するものをいう。)(の屋内周囲空間の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値(告示の第1の1の1。3により算出した数値をいう。))及び告示別表第一に掲げる数値を用いるものとする。

岐阜県告示第二百二十号

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の三の表に規定する機関に関する告示(平成二十四年岐阜県告示第六百九号)は、平成二十八年四月一日から廃止する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第二百二十一号

岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)別表第一十八の四の表一の項第一号及び二の項第一号に規定する方法を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の四の表一の項第一号及び二の項第一号に規定する方法は、次に掲げる方法とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七十

六条第一項に規定する登録建築物調査機関が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する方法

二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書の写しを添付する方法

岐阜県告示第二百二十一号

岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）別表第一十八の四の表三の項第一号に規定する方法を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の四の表三の項第一号に規定する方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六條第一項に規定する登録建築物調査機関が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書面を添付する方法
- 二 法第三十条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知書の写し及び建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項に規定する検査済証の写しを添付する方法
- 三 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十四条に規定する認定の通知書の写し及び建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項に規定する検査済証の写しを添付する方法
- 四 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書の写しを添付する方法

平成二十八年三月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社